

任期付職員の募集について

1. 採用予定官職

国土交通省観光庁観光産業課長補佐

(勤務地：東京都千代田区霞が関2-1-2)

2. 職務内容

(背景事情)

新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨の影響を受け、観光産業は厳しい状況におかれており、令和2年度においては、大きな打撃を受けた観光産業の事業継続や雇用維持に全力を尽くし、安全・安心に旅行できる環境づくりや旅行需要の平準化に向けた取組を行いつつ、Go To トラベル事業等の国内観光需要の喚起に取り組んでいるところ。

(業務内容)

- (1) 国内観光需要喚起施策の企画立案及びその執行
- (2) 関係行政機関、関係事業者等との連絡調整
- (3) 新型コロナウイルス感染症と観光動態との関係性の整理

3. 募集人員

2名

4. 採用予定期間

令和2年12月1日から令和4年11月30日まで(予定)

(職務の状況により任期の更新もあり得ます)

5. 応募資格

上記2.の職務内容に従事することに鑑み、以下の①から③のすべての要件を満たす方といたします。

- ① 大学卒業又は同等以上の学歴を有すること
- ② 民間企業等において、勤続7年以上、かつ、観光関係の企画立案・商品開発・マーケティングいずれかの業務に2年以上従事した経験を有すること
- ③ 日本国籍を有し、外国国籍を有しないこと

なお、以下のいずれかに該当する方は応募できません。

- (1) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員になることができない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

6. 待遇等

① 採用形態

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）により、任期付の常勤の国家公務員として採用します。

② 給与

これまでの経歴等を考慮の上、国家公務員の給与規定（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）等）に基づき決定します。

③ 勤務時間・休暇

原則として週5日勤務、午前9時30分から午後6時15分（土、日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く。休憩時間1時間（昼休み）含む。必要に応じて超過勤務あり）

年次休暇20日（12月1日採用の場合、初年度は2日付与。20日を限度に翌年に繰越可）

④ 加入保険等

国家公務員共済組合に加入します。

⑤ 服務

国家公務員法に基づく守秘義務や兼職制限等が適用されます。

7. 選考方法

一次選考 書類選考

二次選考 面接

※書類選考の結果、二次選考を行うこととなった方のみ、二次選考の日時・場所等をご連絡いたします。

8. 応募方法

次の書類を応募期限までに提出先あて郵送して下さい。応募書類は合否の結果によらずお返しできません。

なお、応募書類に記載されている個人情報は、選考のために使用するものであり、他の目的に使用することはありません。

(1) 提出書類

- ・履歴書（様式自由）
- ・職務経歴書（様式自由）
- ・志望理由をまとめたもの（A4横書き）

(2) 応募期限

令和2年10月26日（月）（必着）

(3) 提出先・お問い合わせ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2
国土交通省観光庁総務課調整室 任期付職員採用担当
電話 03-5253-8703 担当：上野、北林